

こどもをまもろう みんなでまもろう



こども性暴力防止法の施行について

こどもまんなか
こども家庭庁
支援局 参事官
(こども性暴力防止担当)

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等 (第2条第3項) 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者	学校設置者等における教員等 (第2条第4項) 教諭、保育士等
民間教育保育等事業者 (第2条第5項) 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項) 塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置	情報管理措置
① 日頃から講ずべき措置 ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項) ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等) ・ 児童等が相談を行いやすくなるための措置(相談体制等)(第5条第2項等) ・ 研修(第8条等) ② 被害が疑われる場合の対応 ・ 調査(第7条第1項等) ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等) ④ 児童対象性暴力等の防止のための措置 ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。 ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。	③ 特定性犯罪前科の有無の確認 ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 — 学校設置者等の現職者 ➡ 施行から3年以内(第4条第3項) — 民間教育保育等事業者の従事者 ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項) ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等) 再犯防止対策 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置 ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等) ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等) ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等) ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条) ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

「こども性暴力防止法」

2026年
12月25日
施行予定



がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか
こども家庭庁

詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



こどもまんなか
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など

認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能



こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・こどもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合

こどもと接する業務に就かせないなどの対応



犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
 - 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 - 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 - 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。
- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意
性交

不同意
わいせつ

盗撮

未成年
淫行

児童買春

児童
ポルノ
所持

痴漢

など

対象となる業務は？

- 教員、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象**となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象**とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象（職種全体が対象）となる



学校の先生



保育士

など

実態に応じて対象を現場で判断する



事務職員



送迎バスの運転手

など

犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ - 1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない
- 2 訂正請求せず 2 週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

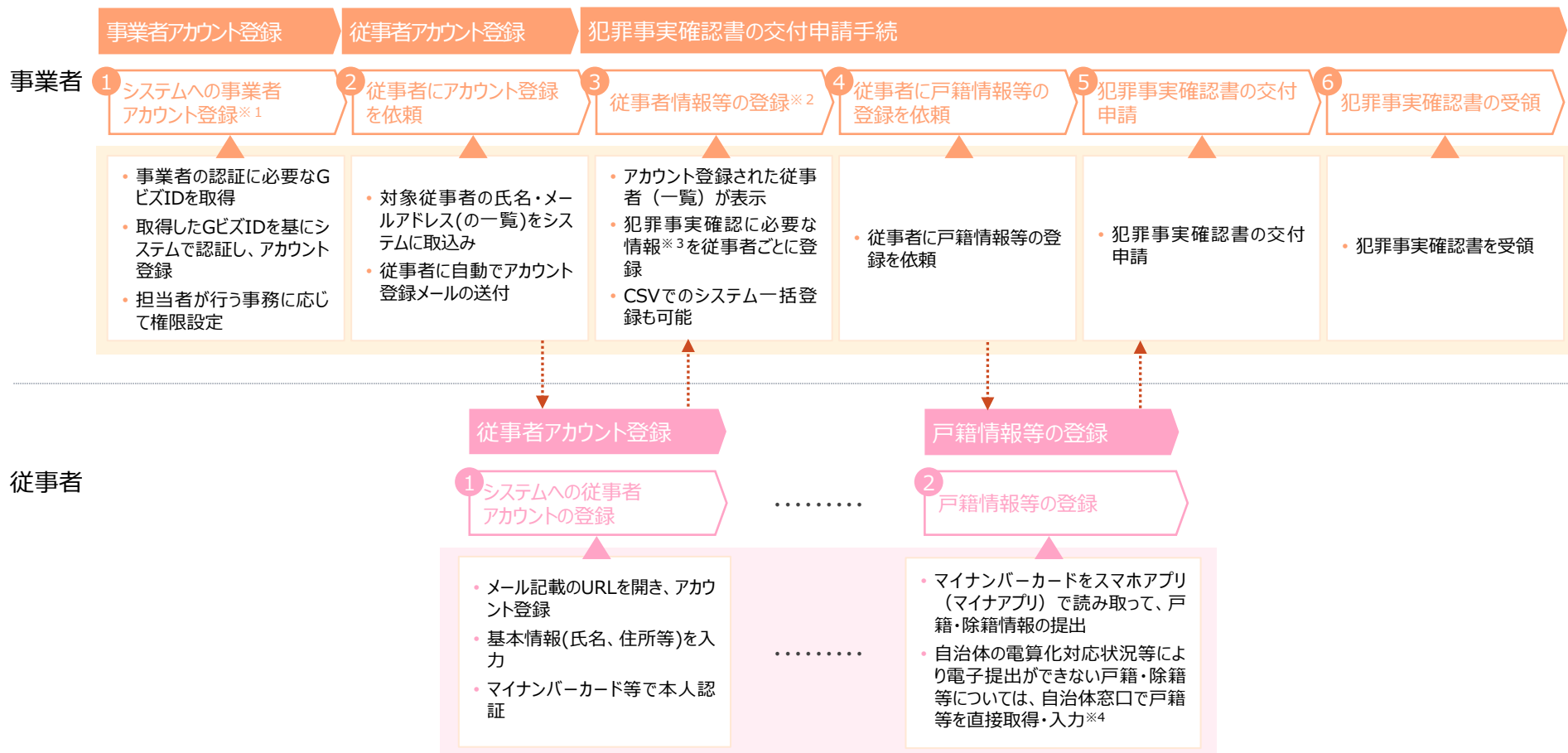


犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

犯罪事実確認の交付申請までの具体的な手続

申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪歴がない場合



※1 GビズID取得後、学校設置者等のアカウント登録は、法施行前に所轄庁を通じて必要情報を取りまとめ、一括登録予定。また、認定事業者等のアカウント登録は、認定申請の前に実施する。

※2 いとま特例の「やむを得ない事情」(急な欠員によりすぐに採用・従事させる必要がある場合など)に該当する場合は、その旨もあわせて登録する。

※3 従事する事業所、業務、従事予定日等を入力する。また、雇用契約書等をアップロードする。

※4 マイナンバーカードを用いた取得ができない戸籍・除籍がある場合には、紙媒体の戸籍・除籍の謄本や戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を自治体窓口にて取得し、本人確認情報とともにシステムから入力する。

犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：**内定・内示等から従事開始まで**

＜やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）＞

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：**法施行から3年以内**

③ 認定事業の現職者：**認定から1年以内**

④ 一度確認を受けた者：**5年ごとに再確認が必要**

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：**2週間～1か月程度**
- 外国籍の場合：**1か月～2か月程度**



学校設置者等の事業者、従事者等の概数について

【児童福祉法関係】

施設・事業	事業者数	事業所数	従事者数
児童相談所	80	234	16,285
指定発達支援医療機関	88	88	8,064
乳児院	106	145	5,457
母子生活支援施設	157	215	1,826
保育所	16,444	22,526	452,495
児童館	3,140	4,301	19,264
児童養護施設	445	610	21,286
福祉型障害児入所施設	134	184	4,455
医療型障害児入所施設	142	194	17,779
児童心理治療施設	39	53	1,543
児童自立支援施設	42	58	1,785
乳児等通園支援事業※	—	—	—
家庭的保育事業	603	826	2,407
小規模保育事業	4,303	5,895	44,178
居宅訪問型保育事業	10	14	98
事業所内保育事業	480	657	2,904
指定障害児 通所支援	児童発達支援	8,892	12,181
	放課後等デイサービス	15,877	21,749
	居宅訪問型児童発達支援	89	209
	保育所等訪問支援	1,216	3,972
小計	52,287	71,718	815,295

【学校教育法関係】

施設・事業	事業者数		事業所数	従事者数
	国公立	私立		
幼稚園	1,872	6,689	8,530	97,213
小学校			18,824	387,695
中学校			9,882	236,841
義務教育学校			238	6,338
高等学校			4,774	227,088
中等教育学校			59	2,533
特別支援学校			1,191	84,026
高等専門学校			58	7,283
専修学校 (高等課程)	6	367	373	7,090
学校共通職種	—	—	—	604,909
小計 【認定こども園関係】	8,934		43,929	1,661,016
施設・事業	事業者数		事業所数	従事者数
幼保連携型 認定こども園	5,209		7,136	155,776
保育所型 認定こども園	1,280		1,754	154,169
幼稚園型 認定こども園	1,099		1,506	41,316
地方裁量型 認定こども園	64		87	1,053
小計	7,652		10,483	352,314
学校設置者等の 合計	68,873		126,130	2,828,625

※ 数字は、関係府省庁の確認の下、一部、経済センサス等を基に推計。

※ 乳児等通園支援事業は、令和7年度の創設後間もないため、「—」としている。

※ 学校教育法関係の一部の学校種別において、個別の事業者数の記載が困難なため合計値を記載。

※ 事業・業務の状況によっては、学校設置者等の対象とならない者、重複も含む。

民間教育保育等事業者の事業者、従事者等の概数について

【こども性暴力防止法に定めのある事業】

事業		事業者数	事業所数	従事者数
専修学校一般課程		93	128	4,949
各種学校		555	998	16,646
高校類似教育事業	海技教育機構海技士教育科海技課程の本科	1	2	93
	職業能力開発校（中学校卒業者等を対象とする訓練）	10	14	119
	陸上自衛隊高等工科学学校	1	1	263
児童自立生活援助事業		245	571	1,713
放課後児童健全育成事業		15727	25,807	188,722
放課後児童クラブ類似事業 （放課後子供教室・地域未来塾等）		11921	16,330	不明
子育て短期支援事業		974	974	2,922
一時預かり事業		1832	10,509	19,240
小規模住居型児童養育事業		326	446	1,973
病児保育事業		3023	4,141	8,282
意見表明等支援事業		80	不明	1,100
妊産婦等生活援助事業		23	23	60
児童育成支援拠点事業		131	131	786
認可外保育事業		7045	19,955	98,636
居宅介護		16262	22,277	109,958
同行援護		4183	5,730	36,171
行動援護		1623	2,223	11,784
短期入所		4530	6,205	47,198
重度障害者等包括支援		8	11	28

【民間教育事業】

事業		事業者数	事業所数	従事者数
学習塾		18,087	26,488	317,576
フィットネスクラブ		1,525	5,611	83,731
そろばん教室		1,724	522	2,935
外国語会話教室		2,595	2,965	30,490
その他民間教育		7,473	4,842	50,989
教育支援センター		1,273	1,654	6,042
公民館		87	4,232	22,994
音楽教授業		6,333	1,807	13,887
書道教授業		2,844	206	1,407
生花・茶道教授業		890	50	359
スポーツ・健康教授業		4,297	4,904	72,256
地域における小学校就学前の 子どもを対象とした多様な集団活動事業		155	189	1,450
民間学童保育		1,420	1,945	13,615
自然体験をはじめとした 青少年教育事業	ボーイスカウト	1,736	7,024	19,742
	ガールスカウト	889	不明	12,916
	国公立青少年教育施設が 担うもの	840	840	7,736

民間教育保育等事業者全体の合計 （カッコ内は民間教育事業の合計）	120,761 (52,168)	179,755 (63,279)	1,208,768 (658,125)
-------------------------------------	---------------------	---------------------	------------------------

※数字は、関係府省庁の確認の下、一部、経済センサス等を基に推計。
※事業・業務の状況によっては、民間教育保育等事業の対象とならない者、重複も含む。